

人の所謂タンネンベルグ戰に全勝したので東部戦場の戦線の形状を一變し、翌年七八月の間にワルソー及びキステュラ、ナレフ兩河上の諸要塞盡く獨軍の手に落ち、爾來時々露軍が盛り返して突進せんと試みても、多くは機先を制せられて撃退されて戦線を失ひ、一九一七年十二月單獨媾和の時には略ぼリガ灣の東岸からガリシアの東邊チエルノキツに引いた一線まで壓迫された。この千餘料に亘る戦線は恐らくは空前の延長を有する正面であつたらう。

丹波に於ける古代人の生活 (三)

藤 田 元 春

一 森林生活

筆者の幼時を追懷すると杉や檜を植林することは桑田地塊の北部、由良川の上流に於てはまだ盛んではなかつた。ことに山の奥の奥である知井村の芦生、佐々里などいふ所は、人跡未到の別天地であつた。一尺からの年魚、同じく鮠アノソウの珍味があり。赤子の泣くやうな聲をだす山椒魚がゐて(重さ三貫目以上)京へ見せ物にうれた、推茸屋が栗や椎をきつて、茸をつくる所だ位を話にきく程の所であつた。従つて材木を切り出すといふのではなく、かの木地屋と稱するものが椀や盆の原料をきつて、木地にして産出する位であつた。木地屋は牧野信之助氏の報告によれば、徳川時代に惟喬

親王の令旨を所持すると稱して、近江國の小椋山、君ヶ畑といふ山間から日本一般の奥山に出稼してゐる同業者を統一してゐたもので、山間に於ける特殊の階級者であつた。平安朝には既に木地屋なるものゝ出來てゐたもので、芦生や佐々里の奥も後世さうした民人の流れて土着したものゝ一二が、狩獵の人と共に村の草開きであつたのであらう。

帝都に極めて近い笠置山から大原一帯、木津川沿岸の部落でさへ、その定住者を得たのは杣人が這入つてからのことである。類聚三代格の太政官符に丁度さうした山間の開發を告ぐる文があるから、之をこゝに引用する。

應^ニ停止^{スル}諸寺^ル稱^ト探^ル材^ト山^ノ四^ノ至^ス切^ス勘^ス居住^ス百姓^ノ事^ト

右間山城國民皆使正五位下平朝臣季長奏狀備。得^ニ和樂郡司^ノ解^ス備。諸^ノ郷^ノ百姓^ノ愁^カ狀^ト備。

東大、元興、大安、興福寺等探^ル材^ト木^ノ山^ノ在^ニ泉河邊^ニ或五六百町或一千餘町、東連^ニ伊賀^ノ南接^ニ大和^ノ今大川原、有市、鹿^カ

驚^サ等^ノ郷^ノ百姓^ノ口分治^ス田家地^ト多在^ニ此山中^ニ因^レ茲人民之居各逐^ニ水草^ノ瀕^ニ河^ノ披^ニ山^ノ群居雜所。子々相承居住、推^ニ其年紀^ノ

及^ニ百餘歲^ノ前件諸寺從來无^レ勘^ス地子^ト而元興寺自^ニ仁和初^ノ勘^ス其地子^ト興福寺亦習^ニ此例^ノ勘^ス責^ス尤切。望^ニ諸使^ノ裁^ス早^ス被^ス免^ス除^ス。

寛平八年四月二日

とある。これはいかにも山村開發の道行を示めた文獻ではないか。この文に泉河とあるのは今の木津川で、この文の鹿驚は今は笠置といひ、有市から大川原へかけて關西線が通ずる所であり山城から伊賀をへて東國に通ずる峽谷であることは多言を要しない。天平時代もしくはその以前の帝都の木材供給地は木津川の沿岸もしくは宇治川の上流であつた。持統天皇の藤原宮の工役に關して、

萬葉集には近江田上山の森林を用ひられたことが歌つてあるのがその證である。今この文書によると宇多天皇の寛平八年（西曆八九六）から凡百餘歳の昔即奈良期末期、平安の初期から、こゝに定住者が出來たのである。蓋し飛鳥、天平時代の藝術を誇る、東大、元興、大安、興福、等の諸大寺建立の材が當時この笠置一帯にあつた。さうした各寺の領有山林が、伊賀大和へかけて各五六百町から一千町歩にもなつた。そこでさうした山林が無くなるにつれて、柚人がそこに田家地^{タノヂ}を治め、水草を逐ひ、河に瀕し山を披いて定住した。寺の材木を切つた跡であつて、最初は寺から地子などを取らなかつたが、仁和の初（光孝天皇の元年、西紀八八五）から、元興寺がまづ寺領だといつて、百姓から地子を取りたて、興福寺（藤原氏の氏寺）も亦之に倣つてきつくとりたてるやうになつた。可愛さうだから、之を免除したいといふ民苦使の奏狀である。いかにもさうした手続きで山の木がまづ無くなつてその跡に柚人が農業化したのであらう。

この文書はたゞ一通であるが、これによつて近畿の森林地が、農業地に化した道程を明示して餘蘊なしといつて過言でない。

筆者はかうした文書を見ることによつて、平安朝以後に丹波の桑田地塊の森林が、段々と切りはらはれて、今日のやうに進んだ道程を揣摩しうると信ずる、蓋し北桑田郡の山林も亦最初は京都の大寺の莊園であつたからである。

材木はいかに良くとも、これを運搬することに勞力がある、幸ひに川で筏運のどゞく所は之によつて市場に運びうるけれども、芦生や佐々里程の奥地になるとても手がつかぬ。こゝに於てか木

地屋とか椎茸屋とか、天然林の中を尋ねて、必要な財になる木を選び取るに止まつて、建築材の如きはすてゝ顧みられないのである、蓋し山林開發の第一期は、狩獵時代を過ぎて、つぎに有用材伐採時代となり、或は同時に焼き拂つて柴山にする時代がきて最後に植林時代がくるものである。京都の東の比叡山四明岳のごとき、明治の初年は猶芝山であつた。日露戰後京都府の羽賀技手の手によつてはじめて杉檜の植林地になつた位である。

丹波の奥山、長老から頭巾山、三國山一帯の峯つゞきは地形圖をみると明なやうに六、七百米以上の準平原の跡である。谷こそ深かけれ、山の上は比較的平坦で、低い波狀地がつらなつてゐる。さうした老年性の圓い空山には中々よい芝草や、刈安などいふものが繁殖する。故に徳川時代には毎年秋期火を入れて山を焼いた。春の早蕨などもさうした山燒のあとによく出来るのである。これを空山の山燒ヤマヤキといつて、筆者の幼時には珍らしい景觀の一つであつた。(註之は朝鮮の火田の風に似てゐる)空山の草を田に入れたり牛馬に食ますために、殆ど無謀に近い火入れが數百年もつゞいた。しかし。芦生や佐々里の空山はさうした火を入れるにはあまりに奥ふかいので、手のつけやうがなかつた、こゝに於てか芦生から奥、知井川の水源入百八谷と稱せらるゝ山林は村社八幡神社の神領として、開闢以來の處女林のまゝにのこつた。それが明治になつて、知井川の共有財産となつてゐたのを大正八年以後京都大學農學部の演習林に指定さるゝことになつて、こゝにはじめて斧鉞が入り廣袤二里四方の山林が近世的の植林地となるに至つたものである。單にこの芦生森林のみでなくこの地方若丹境界の山地は明治以後大阪や丹波の富豪の手によつて漸く植林さるゝに至り火なども

全く廢止さるゝに至つたのであるが、之に反して王城に近い大井川の上流は夙に帝都の木材の供給地であつたために、植林が行はれてゐて、弓削山國一帶の杉丸太は國産としての名聲を擅にしたものである。

二

蓋し我國に於ける植樹造林の歴史は古い。單に自然の木を刈取り、或は之を燒拂つて耕作地にすることの外に特定の國に樹種を播種することもあつたらしいのは、日本書紀神代の傳説に既に之を證するものがある。曰く

五十猛神天降之時、多將樹種而下。然不殖韓地、盡以持歸。遂始自筑紫、凡大八州國內、莫不播殖而成青山焉。所以稱五十猛命。爲有功之神。即紀伊國所坐、大神是也。

一書曰素戔鳴尊、曰、不有浮寶者未是佳也。乃拔將將散之、即成杉、又拔散胸毛是成檜、尻毛是成桧、眉毛是成檜樟已而定其常用。乃稱之曰、杉又檜樟此兩樹者可以爲浮寶。桧可以爲瑞宮之材。桧可以爲顯見蒼生與津葉戶將臥之具云々、干時素戔鳴尊之子號曰五十猛命、妹大屋津姬命次抓津姬命凡此三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也。

これは紀伊高原の植林が、我國で最も早く、それが五十猛命（熊野三社）によつて神代に實行された神話である、杉や檜や、桧や、樟の類はいかにも浮寶即船の材であり宮殿家屋の材であり、棺材であるに適する。さうした木材の用途を知り、同時にその樹種を分布したといふことは造林の話である。杉や檜や桧は今日でも天然林の樹ではない。それが人工林として古く植栽されたことは、萬葉集卷十にある左の歌詞によつても證される。

古への人の植えけむ杉が枝に、かすみ棚引く春は來ぬらし。

これは奈良朝に既に杉が植林地の木であつたことを語る歌である。してみると予の考ふる所によれば我國上古に於ていちはやくさうした造林の途が海外から入つたであらうと考へれば、考へらる神話の國に、木といふ國名がついてゐるのが不思議ではない。これは樹木の多い國といふ意味ではなく、さうした建築材の造くられた故の名稱ではなかつたであらうか。もし果して然りとすればこの南海最多雨の地こそ、自からさうした造林地に最もふさはしい天地であつた筈である。かくて吉野川上流から伊賀伊勢の境に植林がゆき渡る時代をへて、然る後に丹波の山國川も亦自から杉や檜の造林地になつた。

三

山國村の柚には大柚、棚見の二階級がある。その柚人は少くも延喜式の時代から、式内山國神社に奉祀して今日に及び、その木材を京都に送つたものである。

忠富王紀明應七年（西紀一四五七）九月には、

九月十二日山國村祭鞍置馬一昨日如例召下之毎年今日申刻上落

とある。これ實にこの材木の柚人の奉祀した山國神社が、既に一國の帝王から鞍置馬を使はされる程に重要視された證左である。弘治年間になると

修理職領丹波國御柚被仰候參々條 一可勤行恒例神事等事 以下略

といふ宸記まで下つてゐる。蓋し當時植林の業大に進んでゐたのである。看聞日記永享八年（西紀一四三〇）の條

八月九日晴庭田造作自内裏、山國材木御助成事

といふ記事さへある。蓋し山國村の人々がいふやうに、山國の杣は桓武天皇の京都奠都以來の御用命地で、その際杣が入り込み、その子孫が山國神社を中心として奉公の誠をいたしたものと考へてよいのではなからうか。延喜式をみると、(西紀九〇〇年代)、木工寮に、

凡山城國宇治津雜材直並運賃錢者、五六寸步板一丈四尺柱直各卅三文中略

凡近江國大津雜材直並樗功錢者五六寸步板一丈四尺柱直各卅三文中略

凡丹波國瀧額津雜材直並樗功錢者五六寸步板一丈四尺柱直各卅七文、簀子一丈二尺柱直各廿二文、自同平至大井津樗一材樗功一文半凡山城國大井津雜材木直並車賃錢以下略之

とある。蓋し皇室御料の木材や簀子や搏板はすべて山城の宇治、又は近江の大津から入れるか、丹波の瀧額津(今の保津?)又は嵐山の下の大井津から入れたことを告ぐる、換言すれば近江野州川上流の甲賀の木材と、大井川上流即桑田郡山國の木材とを以て其の重要な源泉地とされたのである。三代實錄を見ると、

貞觀七年九月十五日(西紀八六九)、

太政官下知彈正臺左右之京職、

山城、攝津、伊賀、近江、丹波、播磨等國禁材木短狹、及定載車法。とあり、

八年六月三日、遣大允從六位下中臣朝臣伊度人率史生將領等向丹波國並探造應天門並東西樓料材

などゝある。かうした事實から推して丹波山國からの筏は古いものである。忠富王紀によると、

明應六年六月嵯峨間丸以荷主申云、自山國運送材木丹波國河内十郎と申在所押領之、

とあつて傳奏案によれば山國から御月次に運送する筏は夏冬いつでも通つた。川筋に於て夏期灌漑の際といへども、堰を押し破つて流して、沿道の民を苦めたらしい。(拙著北桑田郡誌參照)

さうした皇室との關係をみて山國の林業が平安朝初期に始まり、柚人としてこの地に入つたものがやがて林空をひらいて、田畑をつくつて定住するや、皇室とその地の住民との間に深い關係が出来たこと、前に逃べた木津川一帯の農戶が、もとは大和の大寺の山林であつたために、その民人がさうした大寺の領になり、田地の公租を田司に納めないでも地子は之を寺に納めるやうになつたことに類するではないか。

北桑田郡誌の報する所によれば宇都庄細川一帯は高雄神護寺の莊園であり、弓削庄は室町時代に天龍寺の莊園であり、北部の野々村庄（宮島、大野）は建仁寺の莊園であつたことなどを考へ合はす時に、これら京洛の大寺の建立につれて、この高原の深林が段々その森影を薄めて、やがて柚人が土着の民に移行した道行きを理解し得られると信ずる。

農 業 生 活

一

予はかやうに森林伐採後の平地又は山隈水涯に於て農戶が發達して徐々に田畑を有する農民の聚落に移行した道を考へると同時に、丹波に於ける古代農民生活の起原について一瞥を與へてみやうと考へる、さきに緒論に述べた通り、丹波の開發は崇神天皇當時に溯りうる。勿論神代に既に五穀の神があらせられた故に、有史以前に農民生活があつたと云つてよいのかもしれない。諸國名義考下六を見ると、

和名抄に丹波太爾波國府名義は田庭タニヂマなるべし。度會の外宮の豐受大神此の國にましゝて、内宮の皇大御神の朝夕の大御食奉り給ふ故に、しかおひし名なるべし、延暦儀式帳に、天照坐皇大神云々、大長谷天皇御夢爾海覺賜久、吾高ナニハノクニヒメノミコ天原坐氏見志眞岐賜志所爾、志都眞利坐奴。然吾一所耳坐波甚苦。加以大御饑毛安不聞食坐故爾、丹波國比沼乃眞タニハノクニヒメノミコ奈井爾坐御饑都神、等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支。中略 即從丹波國令行幸氏度會乃山田原乃下石根爾宮柱太知立下略とあるにて、朝夕の大御饑太御饑を主り給ふ神の坐しゝ國なるが故に、田庭と號けけむ。庭とは平かに廣きなふ云々

とある。この止由氣宮儀式帳は有名の書であるが、こゝに記した丹波國比沼乃眞名井は今は丹後國中郡に屬する。従つて予の云ふ和銅六年以後の丹波ではない。昔の丹波は今の但馬、丹後、丹波三國の總名である。果してこの三國に田が廣くあつた故に、田庭だといふのであるか否やは不明である。朝鮮の三國史記にも新羅の第四世王昔脫解是多婆那國の人。多婆那は倭國の東北一千里にありとある位で、古く朝鮮に於てゐた地名である。之を丹波、但馬、又は九州の玉名タマナであると論じらる程に、我國では分布の廣い地名である。タニハであるか、タバナであるか、タマナであるか、タジマであるか或はタギマ(當麻)であるか今日に於て古の發音を明にしがたいと同時に、新羅の創業時代には、今の丹波をさうした名で呼んでゐたか、又こちらの人がさういふ名をつけてゐたかも不明である、従つてこの名が田庭といふ意であると斷言は出来ないと思ふ。

しかし豐受の大神が五穀の神であらせらるゝことは事實であり、その神が丹波から宇治山田の外宮に、雄略の朝に遷宮されたことは事實であるとすれば、少くとも雄略天皇當時の丹波に農民生活が無かつたと云へないと考へられる。我國は神代に既に高天原に於て、天照大神の經營された天狹

田長田がある。丹波に五穀を作られる有力な農業神がゐられたことを疑ふ必要はない。けれども時代は遼遠であるから比沼の眞奈井から、ずっと離れた和銅以後の丹波に同時に大神の御田があつたとは斷言しかねる。

けれども、丹波五郡の地名を見ると、その四地文區のうち、最も平野に富む所の二つの盆地が、一は天田であり、一は桑田である。これはさうした郡名の出來た當時他の三郡とはちがつて、既に農業水田が行はれてゐたことを美稱したのではなかつたかと考へられる。

二

天田の名によつて記さるゝ丹波の古代史は少しく遅くれるが、桑田の方は氷上の名と共に早く歴史に上る。氷上人氷香戸邊の名が前述した通り、崇神紀にでると同時に、之に先ちて崇神紀十年丹波道主命が將軍として丹波に遣はされた時「若し教をうけざるものあれば乃ち兵を擧げて之を伐てと詔が下つた。」

この事を古事記に見ると、道主命の子日子坐王が征討總督として向はれ、玖賀耳之御笠といふものを殺すのである。蓋し父子共に征定の業に従はれたのであらう。然るに古事記傳にはこの名がミカサであるから、丹後加佐郡の人であらうと述べてあるけれども。玖賀耳といふ以上は玖賀といふ地に居た會長とせねばならぬ。耳はカバネの類であらう。然るに仁徳紀をみると、十六年に天皇の愛された宮人に桑田玖賀媛がある。これは慥に桑田郡の玖賀から上つた采女である。してみると玖賀は桑田であるから、ミカサは桑田の會長であつたと見るべきである。果して然らば崇神天皇當時最

も早く中央政府と交渉が生じた地を我桑田盆地とみてよい。

ここにこの御笠といふ酋長が、ごうした生活をしてゐたかといふことを證する記事がある。それは既に引用した垂仁紀の「昔丹波國桑田村有人名曰瓊襲」といふ人名である。ミカサとミカソと蓋し同じ酋長家の名ではなかつたかどさへ考へられる。しかるにこのミカソは垂仁紀によれば犬の是^{ミキ}往といふものを飼つてゐた。さうしてその犬がムジナを食ひころしたといふ以上は。このミカソは狩獵生活をしてゐたものである。ミカサも恐らくさうしたミカソのやうな狩獵の勇者であつて、丹波道主命の王命に反抗したと見るべきであらう。

玖賀の地名は今日の丹波にはない。しかし久我といふ名は山城國乙訓郡桂の南に今日も村名として残つてゐる。同じ流域の地名である以上、その上流の峽間に嶮を扼して王師に反抗したと解し得らるゝ。しかし崇神天皇以後になつて、所謂山陰街道が通じたので、龜岡盆地は桑田と稱せらるゝ程に良田となり、それから氷上への街道に沿ひて、丹波(田庭)も漸く開けて行つたのであらう。氷上からすゝんで、但馬に出ると和田山から、豊岡、出石の盆地に出られる。出石には神代に新羅王子天日槍が來たところである。韓民の有してゐた農業の術、正にこの丹波丹後但馬の、山間の盆地に於てまづその曙光をさしたのである。

三

果然丹波は道主命の治下に著しき發展をしめした。故に垂仁朝には道主命の女五婦人が、皇后狹穗姫の遺言によつて、宮中にすゝめられた。中にも日葉酢姫命は立つて皇后となられた。この時第

五姫竹野媛は容貌が醜いといふかごで本土に返された。その途中葛野で自から輿より落ちて死なれたのでそこを乙訓といふのであるとある。蓋その乙訓郡には久我の地名がある。或は當時桑田の勢圀は、山を越えて今の葛野、乙訓に及んでゐたと見るべきではないか。但しオトクニは弟國で、宇治木津兩岸の附近にあつた兄國即大國に對しての地名である。

さて次の景行天皇は實にこの日葉酢姫命の御腹であり、やがて播磨稻日大郎姫を立て、皇后とされた。中國と大和朝廷との關係がこの際益密接になつてくる、やがて繼體天皇前紀には仲哀天皇五世孫倭彥王が丹波國桑田郡に在りと出てゐる。かうした種々の歴史からみて、丹波では桑田盆地が最も早く狩獵生活から農業生活に移り、皇室との關係も愈深くなつたといふことを肯定して差支がないと考へる。さうして王朝時代になつても桑田、多紀、氷上といふ國道が丹波での主腦部であつたものである。このことは丹波の古墳分布の上からみても、桑田郡には規模の大なものが多いことによつて證される。千歳村の車塚古墳。餘部村の狐塚古墳等その好例である。

四

同人魚澄惣五郎學士は京都府史蹟調査報告第三冊に於て祭神を大山咋神とせる神社が南桑田郡や船井郡に多いことを注意し、この神社は山城葛野郡官幣大社松尾神社と其祭神を同じくすること、及其の松尾の神が南桑に十三社あることや、松尾神社の社領に丹波桑田庄があることをのべて、左の如くのべた。

蓋し松尾神社は上古秦氏の祖神として祀れる所にして、秦氏は素より歸化の民にして平安朝以前既にあり、殊に山城北部に

繁延せる大豪族となれると共に、大山咋神を己が祖神として奉仕し、秦都理葛野郡に松尾神社を建て、秦氏を以て世々祀官とせる所也、さればその祖神と稱する松尾神の祀れる神社の分布は或は秦氏の勢力の一面を考定すべき傍證となる場合存すべし

と斷じ、桑田に秦氏の後と稱する曾我部郷や漢部のあることを論じてゐる。又船井郡での大山咋神を祀る社は、同君の報告によれば、延喜式の田治神社である。山城の田地開拓に松尾神社の關係されたことは日本記の顯宗紀に出てゐるが、船井郡の田治を田治と讀んで、之を田地開拓の神といつき、やがて村名を田原タハラといふことなどから考へると、この神社と田地開發の關係は到底輕視すべからざるものがある。

松尾神社が尊崇を盛にしたのは、恐らく雄略朝に秦氏の勢力が革新的勢力を得てからのことではあらうと思ふが、さうした秦氏の一族の田治事業に先きだつて、丹波道主命の征討があり、王化まづこの地に於いて然してはじめて、西方文化の農耕がこの地に開けたと考ふる時、我等はいひしれぬ回古の情にうたれざるを得ない。

筆者は我國の農業否田地區劃の基礎たる條里の制が、その源を支那の井田の法にありとする一人である。(近刊都城と尺度參照) 上古丹波道主命によつて平定された當時の素朴な狹田長田の制がやがて條里の井然たる區劃をしめすやうになつたその當面の農民として、秦氏の一族のこの地に移住したことを信ずる。

勿論丹波には秦氏のみが繁衍したのではなく、南桑田郡には國幣中社出雲神社があり、山城には

加茂に出雲井於神社(柊神社)があり、愛宕郡に出雲高野神社があり、正倉院の古文書には、愛宕郡の戸籍に出雲族が多く、今も京都の北に出雲路といふ名さへのこつてゐるので、中國から出雲民族の東してゐたことも考へてよいのである。丹波街道の古驛野口村今の本梅には出雲神社があるのもその一證である。蓋し丹波街道の兩端からの交渉が、この國の開発に有力な働をしたことは論ずる迄もないことであらう。

一方天田の盆地に於ても餘程早くから人文が發展したと見え、最近には西中筋村から九州北部より中國に分布する細形銅劔に似た石劔の發掘があり、何鹿郡の東入田には埴輪圓筒ともいつた前方後圓の古墳が現存してゐる。さうしたことを同時にこゝにも綾部といふ地名をもちそこに明治の代に波多野氏の經營成功した郡是製糸があることを考ふる時、やはり桑田と同様にこの方面にも崇神垂仁の頃から、既に文化人の居住が初まつてゐて、子孫繼承今日に及んだことを想定し得らるゝではなからうか。

五

かくて時遷り星かはつて平安朝に入ると、丹波は既に農國であつた。延喜式を見ると、

内藏寮 諸國年料供進曝黑葛百斤(丹波國二十斤、刈安草一千圓(丹波國五百圓)絲交易一千五百九十四緡(七百五十緡、丹

波國所進)

民部下、年料春米、丹波國内藏廿石、
糯廿六石、大炊五百石

凡諸國春米運京者、丹波國二月三十日以前年料粗春米丹波國一千石、年科別貢雜物

丹波國、疊二百挺、純麻七千斤、漆二斗七升、柏一百廿俵以五十把爲俵。把別五十枚。掃疊一石、斐紙麻一百斤

諸國貢蘇番次丹波國十一壺

丹波國交易雜物白絹十二元、赤絹五百五十元、絲七百五十兩、油三石、鹿革十帳、粟十石、大豆卅石、胡麻子五石、粟子卅石、膠葛廿斤、菊安五百兩隔三年進替大豆五石、
主稅上、丹波國正稅二十三萬束公廩廿五萬束云々 典藥寮諸國進年料雜業丹波國三十三種、品名略。

かうした物産をみると、中に墨、紙、絲、白絹、赤絹、油などいふ工産物まで出てゐる。之を今日の物産に比して多大の差違はあるが、しかし秦氏の族によつて養蠶製絲、製紙等の工業も徐々に發達の程につき桑田、天田の兩地から漸次高原へと文化が進んで行つたのである。かくて丹波は結局王城に近い米産の國であつた。奈良朝に於ては淳仁天皇天平寶字二年の大嘗祭に丹波は悠紀の國である。王朝最盛の醍醐天皇寛平九年七月十四日に多紀郡が主基の國となり、十一月二十三日の大嘗會には近江と丹波が其事に供奉したのを始めとし、朱雀天皇の承平元年の五月には、丹波國氷上郡が主基に卜定され、その後圓融、花山、三條の歴代、丹波は主基の國と極めがついたのが其左券である。

茲に於てか丹波人はさうした皇室との關係を誇りとし、一原文書などにも、(拙著北桑田郡誌參照)抑丹波國者肆基御領之國也。國人衆業譜代朝家之臣也。故恒被加下愜意、各應分際之品、務禁門警衛使。

と誇稱し「水口家系圖」には

永祿三年申歲正月十七日人皇第百七代之正統正親町院御即位儀式、中略 丹波波多野晴秀輝秀上洛給事大禮事矣。殊丹波家造營大廈之宮殿樓閣畢

としるしてゐる。蓋し當時丹波は秦氏の後裔によつて統一せられ、日置村朝路山に八上城主波多野秀忠の築城があり、その下に七頭七組といふものがゐて、應仁以後有力な一國を形成したのであつた。これ實に古來の山陰街道を扼したものとみて過言ではない。其後明智光秀に統一されて新に丹

波龜岡の城ができ、八上の城は慶長以後徳川氏の命によつて、篠山城に移された。さうした事變と共に丹波は近世に入つたのである。

之を歴史的に見るならば、丹波は上古、桑田に於て有力な豪族が崛起し、その後その國府はやはり桑田盆地の中に立てられてゐたが、中古の亂世に、八上城に於ける波多野氏の崛起となり、その滅亡と共に、一國の中心は再び桑田の盆地に歸つたのである。

以上略述する所によつて桑田盆地の農業的發展の跡を揣摩し得たと信するが、たゞ最後に一言古代の鑛業的生活について云ひのこした所を補つておきたい。

鑛業的生活

丹波は古生層の地質である、山陰道の西のやうに砂鐵などはない國であり、但馬生野のやうに銀や銅の鑛脈も國の中央にはない國である。従つて古代に鑛業が大規模に起つたと云ふのではない。たゞ歴史の記す所によつて、外來の民の定住したこの國に、いちはやく鑛業冶金の術が起り錢貨の流通などに於て、日本の他の國よりも一步を先んじてゐたこと、換言すればこの國の經濟事情が中々に進んでゐたといふことを一言したいからこの一節を設けたのである。

續日本紀をみると、文武天皇四年二月戊子(西紀七〇〇)丹波國に令して錫を獻せしむとあるのがさうした事實の初見である。日本には古く銅鐸や鏡劍をつくる術を心得てゐた民族がゐたことであるから、この類の金屬を丹波で採掘したことはありうべきことであるが、しかしこの錫を何所に得

たかは全く不明である。美濃の苗木で砂錫が今日もでるが、丹波にはさうしたものはない。しかし丹波の古生層もその西端には閃綠岩や花崗岩の噴出地があるから、或は天田郡邊から、之を産出したかもしれない。

元正天皇養老六年三月(西紀七二二)丹波國韓鍛冶首法麿、弓削部名麿等七十一戸、並に公戸に従ふといふ文句がある。既にこの地に鍛冶の業があり、武器をつくる部曲も居た證である。同年の九月

とある。和銅開珍が出来て十數年。丹波では錢を調として上納したのである。以て風氣の開発を知ることが證されるではないか。金錢が經濟的に使用されて、物々交換の原始時代から脱却することは容易でなかつた、しかし不思議に丹波は例外であつた。

續日本紀をみると、稱徳天皇天平神護二年七月の條に、(西紀七六五)

七月己卯散位從七位上昆解宮成、得_レ似_ニ白鑄_ニ者_ヲ以_テ獻、言曰、是丹波國天田郡華浪山所_レ出也。和_ニ鑄_ニ諸器_ニ不_レ弱_ニ唐錫_ニ。因呈_ニ以_ニ眞白鑄_ニ所_レ鑄_ニ之_ニ鑄_ニ。其後授_ニ以_ニ從五位下_ニ、復興_ニ役探_ニ之_ニ、單功數百、得_ニ十餘斤_ニ。或曰是似_ニ鉛非_ニ錫_ニ。未_レ知_ニ所_レ名_ニ。時召_ニ諸_ニ鑄工_ニ與_ニ宮成_ニ雜而_レ鍊_ニ之_ニ、中略

寶龜八年入唐准判官羽栗臣翼養之、以示_ニ揚州鑄工_ニ食_ニ曰是_ニ鈍_ニ也。此間私_ニ鑄_ニ濫_ニ錢_ニ者、時或用_ニ之_ニ。

といふ記事の如き丹波に於て採鑛冶金の進歩を示めすものであり、濫錢私鑄の既に行はれてゐたことを告ぐるものである。但しこの文によれば、前記の錫とちがつて、明に天田郡の華浪山に産したとある。天田郡には金山、金谷、金浦、金賀等金のつく村名が多い他に、人名でも福知山には昔時金偏の名をつけたがるものが多かつた。蓋し由來する所古しといふべきであらう。

さてこの白鑛といふ金は辭源には鐵又は鉛で Cadmium とあるが、これはさうした金屬ではない。地質説明書を見ると天田郡宮垣山、及神南山の銅山、岩屋銅山、多紀郡の小嶺何れも同様に黄銅鑛に少量の磁硫鐵鑛及輝鉛鑛又は輝亞鉛鑛を伴ひ、所によつては方鉛鑛が散點するところある。果して然らば恐らくこの華浪山は今の神南山で、亞鉛の類を採取したのではなかつたかと考へられる。小川教授も鑛は亞鉛だらうといはれた。

かうした採鑛者が五位六位の叙位を得て、事に鑛業に従ふてゐたことは單に丹波のみではなかつたが丹波は御蔭で錢を流通することに最も早く慣れた。

類聚三代格に曰く

延暦十七年九月(西紀七九八)是日太政官禁斷貯錢事、但丹波等國不在禁限。

このことは清和天皇の貞觀九年の勅にも再び出て、錢を用ふるの道は輕便に取る。もし藏して進めず、他人の爲めに告げらるゝものは違勅の罪に處すると迄令せられたが、しかし丹波等の國は禁限がないと仰せられた。かうした事が、歴史の示めす通であつたとすれば、丹波の桑田から天田一帯の農地の經濟的事情は、餘程早くから進んでゐたと見ねばならぬ。前章の補遺にと思つて一言する所以である。

さて以上の記述はその舞臺として、丹波の狭い高原を限つたことであるが、しかし類似の生活が他の高原地にあつたことを想定して差支へない。人文の發展する徑路は諸國いづれも同様であるからである。予は他日を期して紀和高原や、飛濃の高原についても、同様の觀察を試み、併せてこの高原の民家乃至この高原の古代からの信仰といつたことをも併せて述べて見やうと考へてゐる。(完)